

日本が知らない戦争責任

被害者への賠償問題から

加害者の処罰問題へ

〔連載⑨〕

●国連人権小委員会(94・8・1～26)報告

弁護士 戸塚悦朗



第四六会期国連差別防止少数者保護小委員会が、一九九四年八月一日から二六日までジュネーブの国連欧州本部で開催された。筆者は、国際友和会(IFFOR)の代表として参加したので、その詳細を報告したい。

ロー・ジャーナル

今年の人権小委員会では、これまでにないほど多くの発言があり、慰安婦問題が最大の問題のひとつになった。今年は、日本政府の「慰安婦問題政策批判」に参加したNGOの数が合計一五と従来の二倍にもなった。これらのNGOが、現代奴隷制作業部会が提案した常設仲裁裁判所による解決をそっくり支持したことが注目される。人権小委員会は、不処罰問題特別報告者に対してこの問題を研究するよう要請する決議を採択し、初めて加害者の「処罰問題」が国連で取り上げられることになった。また、この春の人権委員会が一時保留され、その帰趨が関係者から注目されている。

戦時奴隷制の研究が復活し、チャベス委員に対して改めて性的奴隷制及び奴隷類似慣行について作業報告書を作成することを要請した。

審議の概要

八月九日から現代奴隷制作業部会報告書(R/CN.4/Sub.2/1994/33)に関する審議(議題16)が始まった。

冒頭、同部会議長マキシム委員が、報告書の概要を報告した。その中で、国際友和会などのNGOから提供された、日本軍「慰安婦」や強制連行に関する情報の要旨も報告された。

各NGOの発言

NGO代表の発言を紹介しよう。リベレーションを

代表して朝鮮人強制連行真相調査団の洪祥進氏が発言した。一九九二年国連人権委員会以降九〇以上の発言があったにもかかわらず、日本政府が「慰安婦」などについて責任を否定していることを批判。この問題に関する現代奴隷制作業部会の報告書の勧告を評価。さらに、人口移動に関する特別報告者アルカサウネ委員の研究を支持。その報告書が、奴隷や組織的差別を目的あるいは結果とする人口移動は違法であり、禁止されているとしていることを根拠に、朝鮮人強制連行が違法であったこと、人道に対する罪に当たったことを指摘。その原因は、日本による違法な植民地政策にあったとした。朝鮮人に対する民族差別は、強制連行された朝鮮人の子孫のチマチョゴリに対する攻撃として現在も継続していると批判し、民族差別の撤廃を求めた。

八月一〇日には、世界キリスト教協議会(WCCC)を代表して、韓国挺身隊問題対策協議会のシン・ヘイス教授が発言した。昨年の人権小委員会では、真相究明で一定の進歩が見られたが、なお一層の真相究明の努力が必要である。それ以来何の進歩もなく、日本政府が提案していると伝えられる「アジア青少年交流センター」等の「補償に代わる措置」では解決にならない旨批判した。「慰安婦」への加害者に対する処罰問題に関連して、ジャカルタの女性と開発に関するアジア太平洋閣僚会議が、組織的強姦の加害者の処罰を求めたことを指摘して、責任者処罰の必要性を強調。人権小委員会が不処罰問題の特別報告者に対してこの問題の研究を要請するよう求めた。現代奴隷制作業部会が行った常設仲裁裁判所による解決方式の勧告について、一〇名の韓国の「慰安婦」被害者がこれを受諾したことを報告し、日本政府も同部会の勧告を受諾するよう要求した。また、リンダ・チャベス委員による

戦時奴隷制に関する研究の継続をも求めた。

これに続き、平和と自由のための国際女性同盟(WILPF)など一〇の国連NGOを代表して、コリン・パーク氏が発言した。これらのNGOは、女性の権利の擁護に熱心なところから、国連人権会議やNGO主催の国連内集会で、筆者らの主張を熱心に聴いてくれた。しかし、行動を取ることはあまりなかった。これまで積極的に、慰安婦問題で明確に発言を継続してきたNGOは、約五つである。ところが、日本政府の対応が余りにも不誠実なので、たまりかね、その他のNGOも「被害者のために何か貢献が出来きないか」と考えるようになったのである。これらのNGOが発言に加わることで、慰安婦問題について、明確な支持表明をした国連NGOの数が一挙に三倍になった。被害者への国際的支持が爆発的に増えていることを象徴的に示す現象と見て良いだろう。

これら一〇NGOは、人権小委員会が二〇万名のアジアの(及び少数の欧州の)女性のいわゆる日本軍慰安婦問題に関する審議を継続すること、ファン・ボーベン報告書に関する研究を行うために今年同小委員会によって設置された「司法行政と補償問題作業部会」(Working Group on Administration of Justice and the Question of Compensation)がこの問題を検討すること、人権小委員会の不処罰問題特別報告者がこの問題を研究すること、人権委員会が今年設置した女性に対する暴力の特別報告者がこの問題を調査すること、戦時奴隷制に関する研究を人権小委員会が放棄しないこと、現代奴隷制作業部会が先に勧告した常設仲裁裁判所による早期解決によって、過去五〇年にもわたって継続してきた不処罰状態を解消すべきであることを主張した。

国際民主法律家協会(IALDL)を代表して、レネ・ブリデールが発言した。IALDLは一貫して朝鮮民主主義人民共和国の、従軍慰安婦及び太平洋戦争犠牲者対策委員会を支持してきた。共和国では、故金日成前主席の葬儀が行われたばかりだったので、例年どおり同委員会の代表が人権小委員会に参加するかどうか筆者にもわからなかった。しかし、同対策委員会からは、バク・ソンオク代表ら二名の女性に参加し、活発なロビーイングを行った。今後も同対策委員会の参加が期待できそうだ。

IALDLは、「日本では海外派兵される国連平和維持軍のために、慰安婦が必要だ等との報道がなされたが、このようなことがくりかえされるとしたら、今度は誰が、慰安婦とされるのか」との疑問を提起し、慰安婦に対する犯罪が現在の問題であることを指摘した。さらに、白昼チマチョゴリを切りつける等の多数の日本人による朝鮮人女性に対する暴力が継続していることを批判した。その上で、日本政府に対して、真相究明、加害者の処罰、及び被害者に対する適切な賠償を要求した。さらに、性的奴隷制を調査する特別報告者を任命すること、女性に対する暴力の特別報告者が、慰安婦犯罪の調査を行うこと、被害者の早期救済を求めることなどを主張した。

国際友和会(IFOR)を代表して、筆者が発言した。IFORは、発言に先だって現代奴隷制作業部会報告書を高く評価する「戦時日本による性的奴隷制と奴隷労働の利用」という書面を提出し、これが国連文書として後に配布された(E/CN.4/Sub.2/1994/NGO/30)。この文章は、国連がその成立前の事件をも取り上げる権限があることを示す法的理由を詳述し、また、早期救済のために常設仲裁裁判所

による解決が、公正、迅速、最終かつ拘束力あるものである理由を述べ、現代奴隷制作業部会の勧告を支持している。

IFOR発言は、この書面の参照を求めた。さらに、日本の柿崎外務大臣(当時)が国会で、慰安婦個人に対する賠償の支払いを拒絶する答弁をした事実を指摘した。また、常設仲裁裁判所による解決を日本の二四の市民団体、六名の日本の国会議員及び韓国弁護士協会会長が支持したことを報告し、日本政府が現代奴隷制作業部会の勧告を受諾して同裁判所による解決に同意することを求め、人権小委員会がこの勧告を採用するよう要請した。

IFORは、日本の戦争責任資料センターが作成した、慰安婦に関する提言の英語版冊子(一九九四年三月三十一日及び五月一六日付け)、同センター他二三団体の七月二八日付けの共同声明(常設仲裁裁判所による解決を支持するもの)、本岡昭次議員外五名の参議院議員の人権小委員会に対する同日付け手紙(同趣旨)、韓国弁護士協会李世中会長の八月九日付け声明(同趣旨)を託されていたが、これらは発言で引用され、後に人権小委員会の委員に個別に渡された。

国際教育開発(IED)のカレン・バーカー弁護士は、慰安婦問題についての論文(Compensation for Japan's World War II War-Rape Victims, Hastings International and Comparative Law Review, University of California, vol. 17, Number 3, Spring 1994, pp. 493-549)を発表したことを報告した。

各国政府の発言

NGOに続き政府の発言もあった。

韓国政府は、日本政府に対し、さらに真相究明を継続

続けることによって歴史から学び、再発の防止に努めることを求めた。また、昨年の日本政府の発言を評価すると共に、「今後その趣旨に沿って日本政府が謝罪を反映した具体的措置を取るかどうかを注意深く見守り続ける」と述べた。また、韓国内の諸団体、NGO及び国連の真相究明と国際世論への訴え掛けの努力に対して、重大な関心を払うとした。

朝鮮民主主義人民共和国政府も発言した。慰安婦、犯罪など過去の人権侵害を清算することは再発防止のために役立つ。ところが、現在日本では、極度の民族排他意識が支配し、そのため犯罪が公然と行われている。朝鮮総聯に対する不法な捜査は関東大震災時を連想させる。日本に住む在日朝鮮人は、日本の朝鮮植民地支配による被害者とその子孫であることにもかかわらず、自らの民族衣装を着る権利すら侵害されている。チマチョゴリを着れば公然と脅迫され、民族抹殺の恐怖が作られている。人権小委員会では過去の犯罪行為に関心を示し、犯罪者の処罰、賠償等を現在と未来に直結する問題として十分論議すべきだとした。

その他に注目すべきなのは、パリイ委員（英国出身）の発言がある。同委員は、現代奴隷制作業部会の委員でもあるからとりわけ関心が深かったであろう。相当の時間を取ってこの問題に触れた。結論を述べれば、今加害者の処罰を求めることはしないが、戦後五〇周年を迎えるに当たって、日本政府は、被害者個人に対して金銭賠償を支払うことによって早期救済すべきだと明確な発言をして関係者の関心を引いた。

日本政府は、奴隷問題の審議に際しては発言せず、慰安婦問題についての発言は、ないものかと思われていた。ところが、八月一八日議題4（人権小委員会）が関心を持って研究を進めているいくつかの問題に

関する審議の審議になって、突然伊藤公使が発言した。書面一枚の短いもので、内容も昨年の発言と同趣旨だった。「謝罪と反省の気持ちをもどるよう」に表すことができるか」について、「出来る限り早期に結論に達するよう、現在最大限の努力をしている」と言うものだ。

「このような答弁を何年も繰り返すようでは、日本の外交はないも同然だ」と慨嘆するばかりだ。同日付けの朝日新聞が、政府が運営資金を拠出する民間基金によって「見舞金」を支払うという「補償に代わる措置」政府案を大きく報道したことがジュネーブにも知らされていたところだったので、筆者を含め、「この案が政府内部で検討されているのだろうか」と思ったNGOも多かった。当地のNGOは、かねてよりこのような案がとりざたされていることを承知していたので、「責任を認めず、被害者に賠償を支払わない」という日本政府の問題に対する姿勢はまったく変化していない。これではこの問題は解決しない。今後国際批判は強まるばかりだろう」という見通しを共有した。

NGOフォーラムの開催など

少し日には前に戻るが、八月一二日国連欧州本部内の会議場で、WCC、IFOR、IADLの主催で、慰安婦問題を中心にNGOフォーラム（議長シン・ヘイスル教授）が開催された。約四〇カ国から延べ二〇名（政府代表四カ国を含む）が参加した。一九九二年八月以降五回目だが、最大参加者数のひとつだった。その概要は以下の通りである。①朝鮮人強制連行真相調査団編集のビデオ『繰り返される過去』が上映された。慰安婦、強制連行、チマチョゴリ、

一九九二年一二月国際公聴会などを題材にしたものだったが、参加者に強い感動を与えたようだ。その後関係団体からの報告があったが、発言者を報告するにとどめ、詳細は省略する。②朝鮮人学校全国オモニ会長（金日順氏）③朝鮮人強制連行真相調査団（洪祥進氏）④従軍慰安婦、及び太平洋戦争犠牲者対策委員会（パク・スンオク氏）⑤韓国挺身隊問題対策協議会（シン・ヘイスル教授）⑥IFOR（筆者）。

この集会は、国際的なマスメディアにも注目された。スペイン語圏の国際テレビの取材があり、筆者もインタビュを求められた。このような国際的関心も日常的なことになってしまった。NGOの運動にとっては、一種の「成功」だが、日本人としては、このような日本外交の失態と孤立は悲しいことである。

人権小委員会の決定

八月一九日奴隷問題（議題16）に関する決議案の審議がなされた。

まず、「戦時奴隷制」問題が審議され、決定原案②/CN.4/Sub.2/1994/L.8共同提案者：チャベス委員、ダエス委員、アイデ委員、フェロウクロス委員、グワンメシア委員、ハタノ委員、パリイ委員、イメル委員）は、わずかの修正（「特に」と有るところを二カ所削除しただけで、内容的にはまったく変化はない）で投票なしのコンセンサスによって採択された。

この決定で、人権小委員会は、以上述べたような慰安婦、などの性的奴隷制及び奴隷類似慣行に関する今会期人権小委員会及び現代奴隷制作業部会によせられた情報に留意して、これを優先的課題として検討し

なければならぬことを認めた。昨年の人権小委員会では、リンダ・チャベス委員を特別報告者に任命してこの問題の研究を進めるよう人権委員会に対して勧告する決議（一九九三年八月二五日の小委員会決議第一九三／二四）を採択した。ところが、人権小委員会の研究数が内部指針（最大一三とされる）より多すぎたので、この春の人権委員会は、この研究を含め五研究の提案を凍結する決定（人権委員会一九九四年三月四日決定一九九四／一〇三）をした。今年の人権小委員会は、これを踏まえ、次回人権委員会でも再度同様の事態を招かないように、チャベス委員に「専門家」として予備的研究をするように求めた。「特別報告者」として予算措置を求めることを避けたのである。来年の人権小委員会までに既存の研究が終了して、その数が減るのを待つため、取りあえずの処置をしたのである。

そのような経過を確認して、人権小委員会は、「リンダ・チャベス委員に対して、如何なる財政的措置を求めることなく、特に内戦を含む戦時の組織的強姦、性的奴隷制および奴隷類似慣行に関する作業文書を、第四七会期人権小委員会に提出するよう要請すること、

関係各国及び国家間そして非政府間国際機構に対し、同専門家が作業文書を準備するに当たって協力することを要請すること、

第四七会期人権小委員会において、優先事項として、この課題を検討することを決定する。」との決定をしたのである。

この決定が言う「専門家」とはチャベス委員のことである。同委員は、人権小委員会の「専門家」として、慰安婦・問題を含め、「内戦を含む戦時の組織的

強姦、性的奴隷制及び奴隷類似慣行」に関する必要な調査・研究作業を行い、来年の人権小委員会に対して作業文書を提出する権限と義務を負うことになった。これは、特別報告者として予算を使って研究する場合と違うので、人権委員会の決議を必要としない。従って、この段階ですでに作業文書の準備に必要な活動を開始することが出来る。予算がないので不利であることはまちがいないが、政府やNGOの協力次第では、内容のある作業文書が提出される可能性は十分ある。費用の問題さえ解消するのなら、関係各国の訪問も夢ではないだろう。だから、人権小委員会は、政府やNGOの協力を求める旨明文で要請したのである。作業文書が提出される来年の人権小委員会では、優先事項として検討されることが決議で約束されたので、来年は「特別報告者」として予算付きで研究を継続する決定がなされることが予想される。

これに引続き、現代奴隷制作業部会の報告に関する決議案（E/CN.4/Sub.2/1994/L.13 共同提案者・アルフォンソ・マルチネス委員、アイデ委員、エルハジェ委員、ギセイ委員、ハキム委員、マキシム委員、パリー委員、ラマダン委員、ワルザジ委員、イメル委員）が審議された。決議原案は、広範な現代的奴隷制分野全てを含むので、長文である。原案提出後に、委員から修正の提案がなされたので、何か所か文言が訂正された。挿入されたところもある。しかし、慰安婦・問題に関連している部分には修正提案がなく、修正された全文が無投票のコンセンサスで採択された。

関係部分のみをあげると以下の通りである。

「差別防止少数者保護小委員会は、第一九会期現代奴隷制作業部会報告書（E/CN.4/Sub.2/1994/33

and Add.1）ことにそのVI章の諸勧告に留意し、

…中略…

IX その他

二九 戦時の女性の性的搾取及びその他の強制労働形態に関し受け取った情報を人権侵害被害者の不処罰に関する特別報告者に送付し、第一九会期作業部会がこの問題に関し受け取った情報を同特別報告者が考慮に入れるよう勧告する。」

これだけを見ると、経過を知らない読者は「これが慰安婦・問題の決議なのだろうか」と疑問を持つかも知れない。

「戦時の女性の性的搾取及びその他の強制労働形態」という文言は、昨年の現代奴隷制作業部会が使用したものだ。昨年の報告書を見るとよくわかるが、この文言は、日本帝国軍・政府による、主として朝鮮人・韓国人など（フィリピン人、オランダ人を含む）の慰安婦・強制労働問題をさすのである。決議が問題にしているのは、「第一九会期作業部会がこの問題に関し受け取った情報」だ。今年の報告書（E/CN.4/Sub.2/1994/33 and Add.1）を見ても、現代奴隷制作業部会が受け取ったこの種の情報には、日本以外の国の問題は含まれていない。日本の慰安婦・強制労働問題が問題になってなされた決議なのである。

国連における慰安婦・強制労働問題の審議は、一九九二年二月から始まった。当初はNGOの主張は、被害者に対する賠償の要求に力点が置かれた。そのため、現代奴隷制作業部会の勧告は、一九九二年も一九九三年も賠償問題に関する研究を行っていた特別報告者ファンボーベン教授に情報を送付する決定にとどまっていた。

ところが、日本政府が余りにもかたくなに個人に対する賠償支払いを拒否したため、今年二月に韓国の被害者が、東京地検に対して告訴状を提出した。東京地検がこの告訴状の受理を拒否したことで、日本政府が慰安婦問題についてひとりの加害者も処罰してこなかったこと、現在でもその意志がまったくないことが内外に明確になった。この事実は、一九四八年のオランダ軍事裁判所によるオランダ女性、慰安婦、に対する加害者の処罰と対比されて、今年二月の国連人権委員会、同五月現代奴隷制作業部会に報告され、加害者処罰問題が急浮上した（IFOR国連提出書面E/CN.4/1994/NGO/19参照）。それが現代奴隷制作業部会がこの情報を不処罰問題に関する特別報告者に送付すべきだったとされた報告に連なった。この報告を今回の人権小委員会が審議したわけだ。審議に際しては、先に述べたとおり、NGOはそろって現代奴隷制作業部会の報告を支持した。処罰問題の主張は、WC Cの発言のところで紹介したが、IFORもWCC共々、この六月の開発と女性アジア太平洋閣僚会議のジャカルタ宣言・行動計画がこの問題に関連して加害者の処罰を求めたことを報告した。

このような流れの中で、今回の人権小委員会は、慰安婦問題を不処罰の問題として取り上げることとしたのである。

人権侵害被害者の不処罰問題に関する人権小委員会の研究は、一九九一年にギセイ委員とジョワネ委員の二人の特別報告者に研究を要請することから開始され、すでに三つの報告書（E/CN.4/Sub.2/1992/18; E/CN.4/Sub.2/1993/6; E/CN.4/Sub.2/1994/11）が提出されている。これまでに報告書には、第二次大戦中の日本帝国軍の犯罪には

全く言及がなかった。今回の人権小委員会決議によって、不処罰問題の特別報告者が、慰安婦問題などについて研究を要請されたことの意義は大きい。これまでの国連の慰安婦問題に関する関心が、被害者への賠償問題から加害者の処罰問題に転換してきたことを象徴するからだ。まさに「戦後五〇周年」を迎える時である来年八月に、日本帝国軍により犯された性的奴隷制犯罪に関する国連の研究報告書が提出されることとが確実になったのである。今回の人権小委員会の慰安婦問題審議では最大のできごとだろう。

日本政府の姿勢

日本における不処罰問題に関する人権小委員会決議に関する報道は、各紙によってなされたものの、扱いは地味だった（八月二〇日各紙夕刊）。しかし、ロイター等国際的報道関係者の関心が高かった。そのため、これを引用した韓国のマスコミは大きな報道をした（同日付け各紙参照）。今後、加害者処罰問題が国際的関心をよぶことはまちがいないだろう。

慰安婦問題を中心とする戦時奴隷制に関する人権小委員会の決定も、予備的研究が進行することが確実になったので、この作業報告書も来年八月に提出されるだろう。NGOや日本を含む関係政府の国連への協力が求められていることを忘れてはならない。

注目された常設仲裁裁判所による解決については、発言した一五のNGOのほとんど大部分が積極的に現代奴隷制作業部会の報告を支持したことが大きな成果だったと評価できるだろう。人権小委員会では、この点に関する審議は始まったばかりだ。今後、研究を要請された特別報告者や専門家がどのような対応をする

かで人権小委員会の態度が決まるだろう。それにしても、すでに現代奴隷制作業部会がこれによる解決を提案しており、これだけ多数のNGOが揃って支持するだけに、慰安婦問題の解決のための最有力方法として取り上げられることはまちがいないであろう。それにしても、このような国際世論と国連での慰安婦問題の審議の方向を見ると、日本政府の姿勢との間に、きわめて大きな開きがあることがわかる。社会党の村山首相政権下であってさえ、「補償に代わる措置」としての「民間の善意」に責任を転嫁して「民間基金」による解決などという小手先の提案しかなされていない。「戦争責任を全く取らない」という外務省・日本政府の姿勢には全く変化がない。「戦争中、民間に対して戦時機製造のための寄付を強要した日本帝国政府の姿勢と同じことだ」と感じるのは筆者ひとりだろうか。「残虐行為など戦争犯罪の責任の所在がどこにあるのか」の論議を抜きにして、女性団体や日本弁護士連合会など責任のない私人に対して、慰安婦被害者への「補償」の支払いを求めるという発想では、問題解決をするどころか、事態はなお一層悪化するだろう。

ここまで事態を悪化させたのは、外務省とそれを支持してきた日本政府にある。ただちに政策を根本的に転換して、被害者への賠償支払いのみならず、加害者の不処罰問題も含めて検討することが必要だ。日本政府・国会は、一九四五年一二月に旧帝国議院が、開戦責任と共に戦時の国際法規に違反した刑事犯罪をも究明しなくてはならない旨決議したことを想起すべきであろう。（とつか・えつろう）